

京都府立医科大学附属図書館セミナー室利用細則

(目的)

第1条 この細則は、京都府立医科大学附属図書館利用規程(規程17)の第2条第2項の規定により、京都府立医科大学附属図書館セミナー室(以下「セミナー室」という。)を利用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第2条 セミナー室の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後8時45分まで
- (2) 土曜日 午前10時から午後5時45分まで

(利用手続き)

第3条 セミナー室を利用しようとする者は、セミナー室利用許可申請書(別記様式)を附属図書館長(以下「館長」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

(機器の使用)

第4条 利用者は、館長の許可を得て、備付機器を使用することができる。

(予約)

第5条 セミナー室の利用については、利用しようとする日の1週間前から予約することができる。

(利用方法)

第6条 セミナー室を利用する際は、カウンターで鍵を受け取り、利用後は、機器及び室内を原状に復し、施錠の上、鍵をカウンターに返却しなければならない。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

図書館長	事務長	担当者

セミナー室利用許可申請書

年 月 日

京都府立医科大学附属図書館長 様

所属又は学年

電話

利用者氏名

京都府立医科大学附属図書館利用規則及び同セミナー室利用細則を遵守の上、セミナー室を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 利用日時 年 月 日 () 時から 時まで
- 2 利用目的
- 3 利用人数
- 4 プロジェクター 要 不要
持込機器 有 無
持込機種 ()
- 5 特記事項

(1. 南側 2. 閲覧室側)